

会 費 規 定

(防大山岳会会則第9条関連)

第1条 本会の正会員は、会則第11条により終身会費を納入しなければならない。

第2条 終身会費は、正会員の防大卒業年の4月1日における3尉の1号俸の40%（1,000円未満は切り捨て）の金額とする。（但し、21期生以前の会員については、35,000円とする。）

- 2 終身会費を納入した会員は、その年度以降会費の納入を免れる。
- 3 終身会費は一括又は分割により納入することができる。

第3条 本規定は昭和54年4月1日から適用する。

制 定：昭和54年 4月 1日

第1回改正：昭和63年 4月10日

(振込先)

○ ゆうちょ銀行

店番号：018

記号：10190 番号：3531101

なまえ： ボウエイダイガクサンガクカイ

(連絡先) 会計理事

慶弔実施規定

(防大山岳会会則第3条一(4) 関連)

- | | | |
|-----|-------------------------|-------------|
| 第1条 | 会員の結婚 | 祝電 |
| 第2条 | 会員の死亡 | 弔電及び生花(2万円) |
| 第3条 | 会員家族(配偶者、子)の死亡 | 弔電 |
| 第4条 | 防大山岳部部長、顧問及び部員は、会員に準ずる。 | |

制 定：平成 4年 7月 25日

第1回改正：平成13年 3月 4日

第2回改正：平成18年 3月 4日

(経 緯)

第2回改正：平成18年3月4日

山岳部部長、顧問等に対しての慶弔事項が明示されていないため、部長、顧問及び学生も会員に準じるように改正した。

特別基金「横山基金」規定
(防大山岳会会則第26条関連)

第1条 本基金は、山岳部、山岳会の不測事態（遭難対策等）のための拠出金として使用する。

第2条 (削除)

第3条 基金の管理は、防大山岳会会計理事が行う。

第4条 会計理事は、各年度末に基金の運用状況について監査を経て、会長に報告し、総会での承認を受ける。

第5条 本規定は、平成2年7月7日から適用する。

制 定：平成 2年 7月 7日

第1回改正：平成17年 3月 5日

(経 緯)

制 定：平成 2年 7月 7日

故横山OB（12期）夫人からの寄付に基づき、防大山岳部の新入部員の募集に必要な経費を拠出する目的で本基金を設置した。

第1回改正：平成17年 3月 5日

横山基金は、利息をもって運用することとしていたが、利息低迷により新人募集経費として活用することが困難であった。そこで、防大山岳部員募集に必要な経費については、山岳会会計から拠出することとし、横山基金の目的を振不測事態（遭難対策等）への拠出金として運用することに改正した。

特別基金「安田基金」規定
(防大山岳会会則第26条関連)

第1条 本基金は、防大新入部員等の個人装備購入のための資金として貸し付けることを目的として設立する。

第2条 (削除)

第3条 基金の管理は、防大山岳部監督に委任する。

第4条 防大山岳部監督は、各年度末に基金の運用状況について監査を経て会長に報告し、総会での承認を受ける。

第5条 防大山岳部監督が不在の場合は、会計理事が基金を管理するものとし、現役指導理事を通じて運用する。

第6条 本規定は、平成4年7月25日から適用する。

制 定：平成 4年 7月 25日

第1回改正：平成17年 3月 5日

(経 緯)

制 定：平成 4年 7月 25日

元島OB（1期）からの40万円の寄付と山岳会からの60万円の拠出金を基に、防大山岳部新入部員等の個人装備購入資金として貸し付けるための「新人貸付基金」を設置した。

第1回改正：平成17年 3月 5日

故安田元部長夫人から100万円の寄付を頂き、この寄付金を「新人貸付基

金」の資金として活用することに決定した。この際、山岳会の厳しい会計状況に鑑み、山岳会から拠出していた60万円を山岳会の一般会計に戻し、元島OB、安田元部長からの寄付（合計140万円）を「安田基金」として防大山岳部新入部員の個人装備購入のための貸付資金として運用することに改正した。

防大山岳会「チョモランマ峰登山記念有馬・横山基金」運用規約

(前 文)

この基金は、1987年における防大山岳会チョモランマ峰登山隊の有馬総隊長のご意図及び故横山登攀隊長のご遺志を体された横山夫人から寄贈されたものであり、防大山岳会の健全な海外登山活動の育成・奨励のために設定されたものである。

(目 的)

第1条 この規約は、「チョモランマ峰登山記念有馬・横山基金」（以下「基金」と略称）の運用について定める。

(「基金」の使用目的)

第2条 「基金」は、防大山岳会及び防大山岳部に係わる次の目的に使用する。

- (1) 海外登山の調査、研究及び連絡調整に係わる事項
- (2) 海外登山経費の助成
- (3) 遭難対策経費の補填
- (4) その他運用委員会が承認した事項

(「基金」運用委員会の設置)

第3条 次のメンバーで「基金」運用のための運用委員会を設置する。

- (1) 会 長
- (2) 副会長
- (3) 理事長
- (4) 現役指導理事

(5) 会計理事

(運用委員会の職務)

第4条 運用委員会は、次の職務を行う。

- (1) 年間経費運用計画の審議・承認
- (2) 計画外の執行が必要となった場合、特別支出計画の審議・承認
- (3) 年間収支決算の確認・承認

(年間経費運用計画の作成)

第5条 年間経費運用計画は、原則として銀行等預託利息の範囲内で作成する。

(相談役の設置)

第6条 次の各氏に運用委員会の相談役をお願いする。

- (1) 有馬元治氏 (元チョモランマ峰登山隊総隊長)
- (2) 川上 隆氏 (元チョモランマ峰登山隊隊長)

(運用委員会審議・承認事項の指導)

第7条 運用委員会は、第4条で審議・承認した事項について、相談役の指導を受けるものとする。

(経費の執行)

第8条 経費の執行は、相談役の指導を受けた年間経費運用計画及び特別支出計画に基づき、必要の都度会長の決裁により行う。

（「基金」の管理）

第9条 「基金」は、防大山岳会理事会が管理し、計画・執行に関わる事務は防大山岳会会計理事が所掌する。

（決算報告）

第10条 防大山岳会理事会は、年度末に収支決算書を作成し、運用委員会に報告する。

（規約の変更）

第11条 本規約は、運用委員会の合議・決定後、相談役の指導を受けて変更することができる。

（施行日）

第12条 この規約は、平成3年1月17日から有効とする。